

高速自動車国道北海道縦貫自動車道
函館名寄線等に関する協定

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－２３４」を「別紙１－２３６」に改める。

第５条中「別紙１－２３４」を「別紙１－２３６」に改める。

第１４条中「別紙１－２３４」を「別紙１－２３６」に改める。

別紙１－４、別紙１－９、別紙１－１６、別紙１－１７、別紙１－２６、別紙１－２
９、別紙１－３４、別紙１－６５、別紙１－７３、別紙１－７６、別紙１－８０、別紙
１－８６、別紙１－９９、別紙１－１０４、別紙１－１０７、別紙１－１０８、別紙１
－１４９、別紙１－１５１、別紙１－１５２、別紙１－１５４から別紙１－１５７、別
紙１－１６１、別紙１－１６２、別紙１－１６５、別紙１－１７６から別紙１－１８２、
別紙１－１８４、別紙１－１８６から別紙１－１９１、別紙１－１９４から別紙１－２
１９、別紙１－２２１から別紙１－２２４、別紙１－２２６から別紙１－２３４を次の
とおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道余市郡余市町登町	から
北海道小樽市新光町	まで

(ロ) 延長

北海道余市郡余市町登町	から	23.3	キロメートル
北海道小樽市新光町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
北海道余市郡余市町登町	から	第1種第2級	道路構造令
北海道小樽市新光町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町	から	100	23.3	
北海道小樽市新光町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
北海道余市郡余市町登町	から	2車線	4車線	
北海道小樽市新光町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道余市郡余市町登町	から	—	メートル(土工部)	
北海道小樽市新光町	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道5号 道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ
道道小樽塩谷インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽塩谷インターチェンジ

(4)工事予算

117, 521 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 北海道余市郡余市町登町(STA 853+16.687)から北海道小樽市新光町(STA 45+39.464)まで
平成 18 年 4 月 19 日

小樽ジャンクション小樽方面から余市方面へのランプ

ロ 北海道小樽市新光町(C-STA 1078+99.879)から北海道小樽市新光3丁目(C-STA 1094+31.457)まで
平成 31 年 2 月 7 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 12 月 8 日 (余市IC～小樽JCT 供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 10 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

130, 355 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 129, 224 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線
(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から
山形県上山市金瓶	まで

(ロ) 延長

山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	24. 4 キロメートル
山形県上山市金瓶	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼 山形県上山市金瓶	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼 山形県上山市金瓶	から まで	100	24. 4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼 山形県上山市金瓶	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	— メートル(土工部)	
山形県上山市金瓶	まで	— メートル(橋梁部)	
		— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	かみのやま温泉インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4)工事予算

124, 096 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

平成 31 年 4 月 13 日 (供用開始)

令和 元 年 7 月 11 日 (残事業一部完成)

令和 13 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

140, 112 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 138, 844 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県松戸市三矢小台二丁目	から
千葉県市川市高谷	まで

(ロ) 延長

千葉県松戸市三矢小台二丁目	から	10.1	キロメートル
千葉県市川市高谷	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から まで	80	10.1	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
千葉県松戸市三矢小台二丁目	から	3. 00	メートル(土工部)
千葉県市川市高谷	まで	3. 00	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道298号	千葉県松戸市三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ
一般国道298号	千葉県市川市国分	立体接続	市川北インターチェンジ
一般国道298号	千葉県市川市平田	立体接続	市川中央インターチェンジ
一般国道14号(京葉道路)	千葉県市川市稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション
一般国道298号	千葉県市川市高谷	立体接続	市川南インターチェンジ
県道高速湾岸線	千葉県市川市高谷	立体接続	高谷ジャンクション
東関東自動車道	千葉県市川市高谷	立体接続	高谷ジャンクション

(4)工事予算

813, 105 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 28 年 2 月 25 日 (一部供用開始)

平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 12 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

750, 177 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 747, 610 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県銚田市飯名	から
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田	まで

(ロ) 延長

茨城県銚田市飯名	から	8. 8 キロメートル
茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
茨城県銚田市飯名 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	から 第1種第2級 まで	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県銚田市飯名 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	から 100 まで	8.8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県鉾田市飯名	から	2車線	4車線	
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	まで			

(ト)路肩の標準幅員

茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
茨城県銚田市飯名	から	— メートル(土工部)	
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	まで	— メートル(橋梁部)	
		— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道銚田茨城線	茨城県銚田市飯名	立体接続	銚田インターチェンジ
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4)工事予算

26, 270 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 30 年 2 月 3 日 (銚田IC～茨城空港北IC 供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 345 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30, 537 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(八雲PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道二海郡八雲町

(3) 工事予算

977 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

② 工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 21 年 10 月 10 日 (供用開始)

令和 13 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 201 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 177 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

(3) 工事予算

1,366 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

② 工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 760 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 689 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道中川郡本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

(4) 工事予算

1, 409 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 779 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 705 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（八潮PA）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

41, 168 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 18 日

② 工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

50, 118 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47, 733 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目	から
埼玉県三郷市鷹野三丁目	まで

(3) 工事予算

1, 774 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 10 年 1 月 20 日

② 工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 30 年 6 月 2 日 (一部供用開始)

令和 13 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,057 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,976 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷中央IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷中央インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 816 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成年月日

平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 034 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 034 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 3, 034 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

2, 245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 829 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 711 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)
(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から	8. 7	キロメートル
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	から まで 第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町 神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	から まで 80	8.7	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から	6車線	6車線	
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2 (1.75×2)	5.00 (3.50)	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から	3.00メートル(土工部)	
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで	3.00メートル(橋梁部)	
		—メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び 都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

370,175 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA 59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA 59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA 87+00)まで
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

466, 730 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 446, 461 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(京葉市川PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号
(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

17, 018 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 4 月 24 日 (供用開始)

令和 9 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19,820 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,343 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)
(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号
(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県東金市丹尾	から
千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延長

千葉県東金市丹尾	から	15. 7 キロメートル
千葉県山武市松尾町谷津	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県山武市松尾町谷津	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	100	15.7	
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	4車線	4車線	4車線化事業
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

(ト)路肩の標準幅員

千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
千葉県東金市丹尾	から	4. 50 メートル(土工部)	
千葉県山武市松尾町谷津	まで	4. 50 メートル(橋梁部)	
		— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金ジャンクション
東金市道5146号線	千葉県東金市丘山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4)工事予算

22, 529 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 028 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 867 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号
(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

17, 414 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 214 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 637 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井	から
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

1, 643 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 859 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 773 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線
(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

長野県上水内郡信濃町大字野尻	から
新潟県上越市大字中屋敷	まで

(ロ) 延長

長野県上水内郡信濃町大字野尻	から	37. 5 キロメートル
新潟県上越市大字中屋敷	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間			道路の区分	摘 要
I	長野県上水内郡信濃町大字野尻 新潟県上越市中郷区二本木	から まで	第1種第3級	道路構造令
II	新潟県上越市中郷区二本木 新潟県上越市大字中屋敷	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	長野県上水内郡信濃町大字野尻 新潟県上越市中郷区二本木	から まで	80	37.5	延長は全区間を纏めて 記載
II	新潟県上越市中郷区二本木 新潟県上越市大字中屋敷	から まで	100	0.0	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
I	長野県上水内郡信濃町大字野尻 新潟県上越市中郷区二本木	から まで	4車線	4車線	4車線化
II	新潟県上越市中郷区二本木 新潟県上越市大字中屋敷	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

I 長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市中郷区二本木まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75	1. 75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75	1. 75	—	—	—	

別 紙 1

Ⅱ 新潟県上越市中郷区二本木から新潟県上越市大字中屋敷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間			幅員		摘要
Ⅰ	長野県上水内郡信濃町大字野尻	から	3. 00	メートル(土工部)	
	新潟県上越市中郷区二本木	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			—	メートル(掘割部)	
Ⅱ	新潟県上越市中郷区二本木	から	4. 50	メートル(土工部)	
	新潟県上越市大字中屋敷	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

81, 149 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 12 月 7 日 (一部供用開始)

令和 元 年 12 月 5 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

87, 482 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 87, 403 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 422 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 358 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(鉾田IC)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 490 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 712 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 634 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県久喜市下早見	から
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで

(ロ) 延長

埼玉県久喜市下早見	から	12.7	キロメートル
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	から まで	100	12.7	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県久喜市下早見	から	—	メートル(土工部)	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
東北縦貫自動車道弘前線	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション
都市計画道路 惣新田・幸手線	埼玉県幸手市 大字平須賀	立体接続	幸手インターチェンジ
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町 大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ

(4)工事予算

25, 514 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

- イ 埼玉県久喜市下早見(STA 274+95)から埼玉県幸手市大字上高野(STA 331+83)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県幸手市大字上高野(STA 331+83)から埼玉県幸手市大字上高野(STA 335+54)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ハ 埼玉県幸手市大字上高野(STA 335+54)から埼玉県幸手市大字上高野(STA 339+04)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- 二 埼玉県幸手市大字上高野(STA 339+04)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA 357+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA 357+16)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+47)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ヘ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+47)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+56)まで
平成 25 年 1 月 15 日
- ト 埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+56)から埼玉県幸手市大字木立(STA 382+10)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- チ 埼玉県幸手市大字木立(STA 382+10)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 5+37)まで
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

リ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 5+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 10+43)まで
平成 26 年 4 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 10+43)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 12+30)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ル 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 12+30)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 14+31)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ヲ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 14+31)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 15+01)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ワ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 15+01)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 16+91)まで
平成 26 年 10 月 30 日

幸手IC ランプ部

カ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-STA 1+28)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA 0+64)まで
平成 26 年 5 月 1 日

コ 埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA 0+64)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA 1+10)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ク 埼玉県幸手市大字平須賀(A-STA 1+06)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA 0+67)まで
平成 26 年 5 月 1 日

別 紙 1

レ 埼玉県幸手市大字平須賀(E-ST A 0+67)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-ST A 1+12)まで
平成 26 年 8 月 1 日

幸手IC 管理施設部

ソ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-ST A 1+31)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A 0+56)まで
平成 26 年 4 月 1 日

五霞IC ランプ部

ツ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 0+12)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ネ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 0+12)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 1+93)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ナ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-ST A 1+86)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-ST A 3+68)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ラ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-ST A 0+52)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-ST A 2+25)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ム 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-ST A 1+79)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-ST A 4+50)まで
平成 26 年 10 月 30 日

別 紙 1

- ウ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-ST A 0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-ST A 1+56)まで
平成 26 年 11 月 26 日
- ノ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(F-ST A 1+58)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(F-ST A 4+10)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- オ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(G-ST A 1+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(G-ST A 4+12)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- ク 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(H-ST A 1+60)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(H-ST A 3+91)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ヤ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-ST A 0+02)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-ST A 1+46)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- マ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-ST A 1+46)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-ST A 3+83)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ケ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-ST A 3+83)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-ST A 6+80)まで
平成 26 年 12 月 16 日
- フ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-ST A 6+80)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-ST A 7+37)まで
平成 26 年 12 月 6 日

別 紙 1

コ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 7+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 8+78)まで
平成 26 年 11 月 18 日

エ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 8+78)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 8+96)まで
平成 26 年 12 月 6 日

テ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 8+96)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 11+72)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ア 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 11+72)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 11+88)まで
平成 27 年 2 月 1 日

サ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 11+88)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 14+15)まで
平成 26 年 12 月 6 日

五霞IC 料金所部

キ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 5+65)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 6+30)まで
平成 26 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 27 年 3 月 29 日 (供用開始)

平成 27 年 10 月 31 日 (五霞インターチェンジ増設レーン 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 679 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 409 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県猿島郡五霞町大字江川	から
茨城県つくば市新井	まで

(ロ) 延長

茨城県猿島郡五霞町大字江川	から	35.4	キロメートル
茨城県つくば市新井	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 茨城県つくば市新井	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 茨城県つくば市新井	から まで	100	35.4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川	から	2車線	4車線	
茨城県つくば市新井	まで			

(ト)路肩の標準幅員

茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から	— メートル(土工部)	
茨城県つくば市新井 まで	— メートル(橋梁部)	
	— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道4号	茨城県猿島郡 五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ
一般国道354号	茨城県猿島郡 境町大字蛇池	立体接続	境古河インターチェンジ
主要地方道結城岩井線	茨城県坂東市 富田	立体接続	坂東インターチェンジ
一般国道294号	茨城県常総市 三坂新田町	立体接続	常総インターチェンジ
県道取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4)工事予算

43, 594 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 17+13)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 17+13)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 19+34)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 19+34)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 23+00)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ニ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 23+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 26+60)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ホ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 26+60)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA 30+20)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- ヘ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA 30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA 37+30)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ト 茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA 37+30)から茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA 41+90)まで
平成 26 年 11 月 1 日

別 紙 1

チ 茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA 41+90)から茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA 50+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日

リ 茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA 50+25)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA 79+72)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA 79+72)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA 80+40)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ル 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA 80+40)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 88+80)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヲ-1-1-1 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 88+80)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 92+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-1-2 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 92+00)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 93+23)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ-1-1-3 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 93+23)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 99+00)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ-1-1-4 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 99+00)から茨城県猿島郡境町山崎(STA 111+28)まで
平成 28 年 8 月 1 日

別 紙 1

ヲ-1-2 茨城県猿島郡境町山崎(STA 111+28)から茨城県猿島郡境町山崎(STA 120+00)まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ-1-3-1 茨城県猿島郡境町山崎(STA 120+00)から茨城県坂東市菅谷(STA 129+03)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ-1-3-2 茨城県坂東市菅谷(STA 129+03)から茨城県坂東市生子(STA 140+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-3-3 茨城県坂東市生子(STA 140+00)から茨城県坂東市生子(STA 156+60)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ-1-4 茨城県坂東市生子(STA 156+60)から茨城県坂東市半谷(STA 159+11)まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ-1-5-1 茨城県坂東市半谷(STA 159+11)から茨城県坂東市富田(STA 162+80)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-5-2 茨城県坂東市富田(STA 162+80)から茨城県坂東市富田(STA 167+90)まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ-1-5-3 茨城県坂東市富田(STA 167+90)から茨城県坂東市富田(STA 172+45)まで
平成 28 年 4 月 1 日

別 紙 1

ヲ-2 茨城県坂東市富田(STA 172+45)から茨城県坂東市弓田(STA 181+17)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ-3-1 茨城県坂東市弓田(STA 181+17)から茨城県坂東市弓田(STA 182+22)まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ-3-2 茨城県坂東市弓田(STA 182+22)から茨城県坂東市弓田(STA 208+20)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-4 茨城県坂東市弓田(STA 208+20)から茨城県常総市大生郷町(STA 231+73)まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ-5 茨城県常総市大生郷町(STA 231+73)から茨城県常総市花島町(STA 251+16)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-6 茨城県常総市花島町(STA 251+16)から茨城県常総市三坂町(STA 266+19)まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ-7 茨城県常総市三坂町(STA 266+19)から茨城県常総市三坂町(STA 269+17)まで
平成 28 年 9 月 1 日

ヲ-8 茨城県常総市三坂町(STA 269+17)から茨城県つくば市高良田元上新田(STA 292+93)まで
平成 28 年 5 月 1 日

別 紙 1

ヲ-9 茨城県つくば市高良田元上新田(STA 292+93)から茨城県つくば市高須賀(STA 298+71)まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ-10 茨城県つくば市高須賀(STA 298+71))から茨城県つくば市高須賀(STA 302+38)まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ-11 茨城県つくば市高須賀(STA 302+38)から茨城県つくば市高須賀(STA 311+00)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ-12 茨城県つくば市高須賀(STA 311+00)から茨城県つくば市島名(STA 343+77)まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ-13 茨城県つくば市島名(STA 343+77)から茨城県つくば市平(STA 352+40)まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ-14 茨城県つくば市平(STA 352+40)から茨城県つくば市大白谿(STA 354+00)まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ-15 茨城県つくば市大白谿(STA 354+00)から茨城県つくば市柳橋(STA 367+47)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ-16 茨城県つくば市柳橋(STA 367+47)から茨城県つくば市新井(STA 371+21)まで
平成 28 年 8 月 8 日

坂東IC ランプ部

別 紙 1

ワ-1 茨城県坂東市富田(C-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(E-ST A 0+35)まで
平成 27 年 7 月 10 日

ワ-2 茨城県坂東市富田(A-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(A-ST A 4+02)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-3 茨城県坂東市富田(B-ST A 1+00)から茨城県坂東市弓田(B-ST A 4+64)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-4 茨城県坂東市富田(C-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(C-ST A 6+04)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-5 茨城県坂東市富田(D-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(D-ST A 8+23)まで
平成 28 年 4 月 1 日

常総IC ランプ部

カ-1 茨城県常総市三坂町(A-ST A 0+55)から茨城県常総市三坂町(E-ST A 0+25)まで
平成 27 年 7 月 1 日

カ-2 茨城県常総市三坂町(A-ST A 0+55)から茨城県常総市三坂町(A-ST A 1+00)まで
平成 28 年 3 月 1 日

常総IC ランプ部

別 紙 1

カ-3 茨城県常総市三坂町(A-STA 6+35)から茨城県常総市三坂町(A-STA 6+90)まで

平成 28 年 5 月 1 日

カ-4 茨城県常総市三坂町(B-STA 6+92)から茨城県常総市三坂新田町(B-STA 8+12)まで

平成 28 年 5 月 1 日

カ-5 茨城県常総市三坂町(D-STA 2+40)から茨城県常総市三坂町(D-STA 5+68)まで

平成 28 年 5 月 1 日

カ-6 茨城県常総市三坂町(A-STA 0+77)から茨城県常総市三坂町(A-STA 6+35)まで

平成 28 年 9 月 1 日

カ-7 茨城県常総市三坂町(B-STA 1+00)から茨城県常総市三坂町(B-STA 6+92)まで

平成 28 年 9 月 1 日

カ-8 茨城県常総市三坂町(C-STA 0+77)から茨城県常総市三坂町(C-STA 4+31)まで

平成 28 年 9 月 1 日

カ-9 茨城県常総市三坂町(D-STA 1+00)から茨城県常総市三坂町(D-STA 2+40)まで

平成 28 年 9 月 1 日

つくば中央IC

ヨ-1 茨城県つくば市新井(A-STA 0+85)から茨城県つくば市新井(A-STA 3+55)まで

平成 28 年 8 月 8 日

ヨ-2 茨城県つくば市新井(D-ST A 1+50)から茨城県つくば市柳橋(D-ST A 7+79)まで

平成 28 年 8 月 8 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 27 年 3 月 29 日 (五霞～境古河 供用開始)

平成 29 年 2 月 26 日 (境古河～つくば中央 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46, 495 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 45, 668 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県稲敷市沼田	から
千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延長

茨城県稲敷市沼田	から	20.3 キロメートル
千葉県成田市吉岡	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県成田市吉岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	100	20.3	
千葉県成田市吉岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県稲敷市沼田 千葉県成田市吉岡	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2 2.30×1 2.50×1	3.50 2.30 2.50	—	—	—	稲敷～神崎 神崎～大栄 神崎～大栄
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
茨城県稲敷市沼田	から	— メートル(土工部)	
千葉県成田市吉岡	まで	— メートル(橋梁部)	
		— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市桑山	立体接続	稲敷東インターチェンジ
一般国道356号	千葉県香取郡神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市青山	立体接続	下総インターチェンジ
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4)工事予算

20, 225 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

- イ-1 茨城県稲敷市沼田(STA 195+40)から茨城県稲敷市沼田(STA 203+05)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ-2 茨城県稲敷市沼田(STA203+05)から茨城県稲敷市沼田(STA205+45)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ-3 茨城県稲敷市沼田(STA 205+45)から茨城県稲敷市沼田(STA 208+55)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- イ-4 茨城県稲敷市沼田(STA 208+55)から茨城県稲敷市沼田(STA 209+75)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ-5 茨城県稲敷市沼田(STA 209+75)から茨城県稲敷市沼田(STA 210+75)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ-6 茨城県稲敷市沼田(STA 210+75)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 211+95)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ-7 茨城県稲敷市江戸崎(STA 211+95)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 213+20)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

イ-8 茨城県稲敷市江戸崎(STA 213+20)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 220+74)まで
平成 25 年 8 月 1 日

イ-9 茨城県稲敷市江戸崎(STA 220+74)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 225+65)まで
平成 25 年 7 月 1 日

イ-10 茨城県稲敷市江戸崎(STA 225+65)から茨城県稲敷市駒塚(STA 233+35)まで
平成 25 年 4 月 1 日

ロ-1 茨城県稲敷市駒塚(STA 233+35)から茨城県稲敷市駒塚(STA 233+85)まで
平成 25 年 11 月 1 日

ロ-2 茨城県稲敷市駒塚(STA 233+85)から茨城県稲敷市駒塚(STA 236+00)まで
平成 26 年 3 月 1 日

ロ-3 茨城県稲敷市駒塚(STA 236+00)から茨城県稲敷市椎塚(STA 237+82)まで
平成 25 年 9 月 1 日

ロ-4 茨城県稲敷市椎塚(STA 237+82)から茨城県稲敷市椎塚(STA 242+85)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ロ-5 茨城県稲敷市椎塚(STA 242+85)から茨城県稲敷市清水(STA 247+10)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

- 口-6 茨城県稲敷市清水(STA 247+10)から茨城県稲敷市清水(STA 248+89)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- 口-7 茨城県稲敷市清水(STA 248+89)から茨城県稲敷市清水(STA 252+90)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ハ-1 茨城県稲敷市清水(STA 252+90)から茨城県稲敷市清水(STA 265+45)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- ハ-2 茨城県稲敷市清水(STA 265+45)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 4+65)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- 二-3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 7+80)まで
平成 25 年 11 月 1 日
- 二-4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 7+80)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 12+60)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- 二-5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 12+60)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+24)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+24)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+55)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

ホ-2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+55)から千葉県成田市高(STA 17+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ-3 千葉県成田市高(STA 17+20)から千葉県成田市高(STA 17+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日

ホ-4 千葉県成田市高(STA 17+80)から千葉県成田市高(STA 19+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ-5 千葉県成田市高(STA 19+40)から千葉県成田市高(STA 19+64)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ-6 千葉県成田市高(STA 19+64)から千葉県成田市高(STA 20+24)まで
平成 26 年 8 月 18 日

ホ-7 千葉県成田市高(STA 20+24)から千葉県成田市高(STA 21+46)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ-8 千葉県成田市高(STA 21+46)から千葉県成田市高(STA 22+02)まで
平成 26 年 11 月 10 日

ホ-9 千葉県成田市高(STA 22+02)から千葉県成田市名木(STA 24+35)まで
平成 26 年 9 月 15 日

別 紙 1

ホ-10 千葉県成田市名木(STA 24+35)から千葉県成田市名木(STA 27+80)まで
平成 26 年 11 月 20 日

ホ-11 千葉県成田市名木(STA 27+80)から千葉県成田市名木(STA 31+20)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ホ-12 千葉県成田市名木(STA 31+20)から千葉県成田市名木(STA 32+10)まで
平成 26 年 10 月 1 日

ホ-13 千葉県成田市名木(STA 32+10)から千葉県成田市名木(STA 35+50)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ-14 千葉県成田市名木(STA 35+50)から千葉県成田市名木(STA 37+60)まで
平成 26 年 11 月 20 日

ホ-15 千葉県成田市名木(STA 37+60)から千葉県成田市名木(STA 39+00)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ホ-16 千葉県成田市名木(STA 39+00)から千葉県成田市名木(STA 41+83)まで
平成 26 年 11 月 10 日

ホ-17 千葉県成田市名木(STA 41+83)から千葉県成田市名木(STA 45+40)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

- へ-1 千葉県成田市名木(STA 45+40)から千葉県成田市倉水(STA 59+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-2 千葉県成田市倉水(STA 59+20)から千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- へ-3 千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)から千葉県成田市稲荷山(STA 63+00)まで
平成 26 年 11 月 10 日
- へ-4 千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)から千葉県成田市成井(STA 63+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- へ-5 千葉県成田市成井(STA 63+80)から千葉県成田市成井(STA 66+20)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- へ-6 千葉県成田市成井(STA 66+20)から千葉県成田市成井(STA 67+45)まで
平成 26 年 12 月 10 日
- へ-7 千葉県成田市成井(STA 67+45)から千葉県成田市成井(STA 68+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-8 千葉県成田市成井(STA 68+20)から千葉県成田市成井(STA 71+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

へ-9 千葉県成田市成井(STA 71+40)から千葉県成田市成井(STA 73+46)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-10 千葉県成田市成井(STA 73+46)から千葉県成田市芝(STA 76+52)まで
平成 26 年 8 月 18 日

へ-11 千葉県成田市芝(STA 76+52)から千葉県成田市芝(STA 87+77)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-12 千葉県成田市芝(STA 87+77)から千葉県成田市芝(STA 92+20)まで
平成 26 年 8 月 18 日

へ-13 千葉県成田市芝(STA 92+20)から千葉県成田市吉岡(STA 101+68)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-14 千葉県成田市吉岡(STA 101+68)から千葉県成田市吉岡(STA 102+95)まで
平成 26 年 9 月 15 日

ト 千葉県成田市吉岡(STA 102+95)から千葉県成田市吉岡(STA 106+70)まで
平成 26 年 11 月 20 日

稲敷東IC

ハ 茨城県稲敷市清水(A-STA 0+85)から茨城県稲敷市清水(E-STA 0+55)まで

神崎IC

別 紙 1

二-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C-ST A 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-ST A 0+50)まで
平成 25 年 1 月 21 日

二-2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-ST A 0+50)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-ST A 3+25)まで
平成 25 年 10 月 1 日

二-3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-ST A 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-ST A 7+06)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二-4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-ST A 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-ST A 4+58)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二-5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-ST A 0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-ST A 3+20)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二-6 千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-ST A 0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-ST A 2+0)まで
平成 26 年 9 月 1 日

下総IC

へ-1 千葉県成田市青山(C1-ST A 0+50)から千葉県成田市青山(E-ST A 0+71)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-2 千葉県成田市青山(C1-ST A 0+50)から千葉県成田市青山(C1-ST A 1+91)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

へ-3 千葉県成田市青山(A-ST A 0+50)から千葉県成田市名木(A-ST A 4+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ-4 千葉県成田市青山(B-ST A 0+50)から千葉県成田市名木(B-ST A 4+96)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ-5 千葉県成田市青山(C2-ST A 1+91)から千葉県成田市名木(C2-ST A 4+97)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ-6 千葉県成田市青山(D-ST A 1+91)から千葉県成田市名木(D-ST A 5+86)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ-7 千葉県成田市青山(E-ST A 0+71)から千葉県成田市名木(E-ST A 1+91)まで
平成 27 年 1 月 1 日

大栄JCT

ト-1 千葉県成田市吉岡(B-ST A 2+10)から千葉県成田市吉岡(B-ST A 9+53)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ト-2 千葉県成田市吉岡(H-ST A 2+10)から千葉県成田市吉岡(H-ST A 7+48)まで
平成 26 年 12 月 1 日

神崎PA(仮称)

チ-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎から千葉県香取郡神崎町大字松崎まで
令和 7 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 26 年 4 月 12 日 (稲敷IC～神崎IC 供用開始)

平成 27 年 6 月 7 日 (神崎IC～大栄JCT 供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 092 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 21, 809 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線
(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都三鷹市北野	から
東京都練馬区大泉町	まで

(ロ) 延長

東京都三鷹市北野	から	9. 8 キロメートル
東京都練馬区大泉町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から まで	第2種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から まで	80	9.8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.25メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から まで	6車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
東京都三鷹市北野	から	— メートル(土工部)	
東京都練馬区大泉町	まで	— メートル(橋梁部)	
		— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続 平面接続	中央ジャンクション(仮称) 本線
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線
関越自動車道新潟線	東京都練馬区大泉町	立体接続	大泉ジャンクション

(4)工事予算

960, 908 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 東京都三鷹市北野(STA 63+36)から東京都練馬区石神井台(STA 133+16)まで
令和 2 年 4 月 1 日

ロ 東京都練馬区石神井台(STA 133+16)から東京都練馬区石神井台(STA 137+10)まで
令和 2 年 4 月 1 日

ハ 東京都練馬区石神井台(STA 137+10)から東京都練馬区石神井町(STA 149+40)まで
令和 元 年 8 月 15 日

ニ 東京都練馬区石神井町(STA 149+40)から東京都練馬区大泉町(STA 159+15)まで
平成 29 年 6 月 1 日

ホ 東京都練馬区大泉町(STA 159+15)から東京都練馬区大泉町(STA 160+89)まで
平成 26 年 9 月 11 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 157, 417 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 104, 407 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号
(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市栄区田谷町	から
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市栄区田谷町	から	7.3	キロメートル
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 神奈川県藤沢市城南二丁目	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 神奈川県藤沢市城南二丁目	から まで	80	7.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	4車線	4車線	
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2.25	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	3. 00	メートル(土工部)
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで	3. 00	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号(横浜横須賀道路) 及び 都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区 田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県藤沢市 城南二丁目	立体接続	藤沢インターチェンジ
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市 城南二丁目	平面接続	藤沢インターチェンジ

(4)工事予算

154, 914 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 神奈川県横浜市栄区田谷町(STA 00+73)から神奈川県藤沢市城南一丁目(STA 74+05)まで
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

189, 565 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 180, 161 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県成田市吉岡	から
千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延長

千葉県成田市吉岡	から	18.5 キロメートル
千葉県山武市松尾町谷津	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
千葉県成田市吉岡	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県山武市松尾町谷津	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県成田市吉岡	から	100	18.5	
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県成田市吉岡	から	2車線	4車線	
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

(ト)路肩の標準幅員

千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
千葉県成田市吉岡	から	— メートル(土工部)	
千葉県山武市松尾町谷津	まで	— メートル(橋梁部)	
		— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
東関東自動車道水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション
県道成田小見川鹿島港線	千葉県成田市 川上	立体接続	(主)成田小見川鹿島港線 インターチェンジ(仮称)
一般国道296号	千葉県香取郡 多古町喜多	立体接続	国道296号インターチェンジ (仮称)
一般国道126号(銚子連絡道路) 及び 県道成田松尾線	千葉県山武市 松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
一般国道126号(千葉東金道路)	千葉県山武市 松尾町谷津	平面接続	松尾横芝インターチェンジ

(4)工事予算

59, 560 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県成田市吉岡(STA 0+00)から千葉県山武市松尾町谷津(STA 184+90)まで
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

67, 588 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 64, 490 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（いわき小名浜IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県いわき市山田町長沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
小名浜道路 (県道いわき上三坂小野線)	福島県いわき市 山田町長沢	立体接続	いわき小名浜インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 890 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 093 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 998 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(大谷スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県宇都宮市宝木町及び駒生町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大谷スマートインター1号線 及び 市道大谷スマートインター2号線	栃木県宇都宮市宝木町 及び 駒生町	立体接続	大谷スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3, 681 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 084 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線(三芳スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県入間郡三芳町上富

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道幹線3号線 及び 町道上富69号線	埼玉県入間郡三芳町上富	立体接続	三芳スマートインターチェンジ

(4)工事予算

2, 915 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 10 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 209 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)(横須賀PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号(有料道路名:横浜横須賀道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県横須賀市平作

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道7566号坂本芦名線	神奈川県横須賀市平作	立体接続	横須賀PAスマート インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 282 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(京葉JCT)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道14号 (京葉道路)	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション

(4) 工事予算

47,981 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 3 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

54, 591 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 51, 971 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県いわき市好間町	から
福島県双葉郡広野町	まで

(ロ) 延長

福島県いわき市好間町	から	26. 6 キロメートル
福島県双葉郡広野町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県いわき市好間町	から	第1種第2級	道路構造令
福島県双葉郡広野町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市好間町	から	100	26.6	
福島県双葉郡広野町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県いわき市好間町	から	4車線	4車線	4車線化
福島県双葉郡広野町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県いわき市好間町	から	4. 50	メートル(土工部)	
福島県双葉郡広野町	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

115, 497 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 3 月 30 日 (一部供用開始)

令和 3 年 6 月 13 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

123, 125 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 122, 590 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(宮城県亶理郡山元町大平から宮城県亶理郡亶理町逢隈まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県亶理郡山元町大平	から
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで

(ロ) 延長

宮城県亶理郡山元町大平	から	11.5 キロメートル
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平	から	第1種第2級	道路構造令
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平	から	100	11.5	
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平	から	4車線	4車線	4車線化
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで			

(ト)路肩の標準幅員

宮城県亶理郡山元町大平から宮城県亶理郡亶理町逢隈まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県亶理郡山元町大平	から	4. 50	メートル(土工部)	
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

28, 461 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 3 月 6 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 869 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32, 669 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台東部道路)
(宮城県亶理郡亶理町逢隈から宮城県岩沼市押分まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号

(有料道路名 : 仙台東部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県亶理郡亶理町逢隈	から
宮城県岩沼市押分	まで

(ロ) 延長

宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	2. 2 キロメートル
宮城県岩沼市押分	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮城県亘理郡亘理町逢隈 宮城県岩沼市押分	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亘理郡亘理町逢隈 宮城県岩沼市押分	から まで	100	2. 2	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	4車線	4車線	4車線化
宮城県岩沼市押分	まで			

(ト)路肩の標準幅員

宮城県亶理郡亶理町逢隈から宮城県岩沼市押分まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県亘理郡亘理町逢隈	から	4. 50	メートル(土工部)	
宮城県岩沼市押分	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

12, 202 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 3 月 6 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 012 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13, 933 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(都賀西方スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県栃木市都賀町及び西方町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道都賀西方スマートインター1号 線 及び 市道都賀西方スマートインター2号 線	栃木県栃木市都賀町 及び 西方町	立体接続	都賀西方スマートインターチェン ジ

(4)工事予算

1, 737 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 9 月 10 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 972 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県潮来市延方	から
茨城県銚田市秋山	まで

(ロ) 延長

茨城県潮来市延方	から	30.9 キロメートル
茨城県銚田市秋山	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
茨城県潮来市延方	から	第1種第3級	道路構造令
茨城県銚田市秋山	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県潮来市延方	から	80	30.9	
茨城県銚田市秋山	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県潮来市延方	から	2車線	4車線	
茨城県銚田市秋山	まで			

(ト)路肩の標準幅員

茨城県潮来市延方から茨城県銚田市秋山まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	0.75×2	1. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
茨城県潮来市延方	から	— メートル(土工部)	
茨城県鉾田市秋山	まで	— メートル(橋梁部)	
		— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道水戸神栖線 及び 市道(潮)1級13号線	茨城県潮来市 延方	立体接続	潮来インターチェンジ
市道麻生1-17号	茨城県行方市 石神	立体接続	麻生インターチェンジ(仮称)
一般国道354号	茨城県行方市 両宿	立体接続	北浦インターチェンジ(仮称)
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4)工事予算

27, 041 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 茨城県銚田市塔ヶ崎(STA.286+04)から茨城県銚田市秋山(28+10.3)
平成 29 年 7 月 1 日

ロ 茨城県潮来市延方(STA.-1-8.1)から茨城県銚田市塔ヶ崎(STA.286+04)
令和 7 年 4 月 1 日

・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける
年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,497 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 29,097 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線(菅生スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県柴田郡村田町菅生

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道仙台村田線	宮城県柴田郡村田町菅生	立体接続	菅生スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2,768 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 5 年 3 月 25 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 168 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 3, 168 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線（甘楽PAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉及び天引

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道甘楽PAスマートIC線	群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉 及び 天引	立体接続	甘楽スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 354 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 5 年 3 月 25 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 637 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 1, 637 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（出流原PAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県佐野市出流原町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道出流原PA スマートインター線(西行) 及び 市道出流原PA スマートインター線(東行)	栃木県佐野市出流原町	立体接続	出流原スマートインターチェンジ

(4)工事予算

1, 711 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 9 月 19 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 060 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(つくばスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県つくば市島名

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道つくばスマートICアクセス1号線 及び 市道つくばスマートICアクセス2号線	茨城県つくば市島名	立体接続	つくばスマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

2, 413 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 873 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県久喜市大字下早見	から
千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延長

埼玉県久喜市大字下早見	から	92. 2 キロメートル
千葉県成田市吉岡	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般道路事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県成田市吉岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見	から	100	92. 2	
千葉県成田市吉岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 千葉県成田市吉岡	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県久喜市大字下早見	から	3. 00	メートル(土工部)	
千葉県成田市吉岡	まで	3. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

388, 606 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 5 年 3 月 31 日 (久喜白岡JCT～幸手IC、境古河IC～坂東IC 供用開始)

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

421, 996 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 403, 382 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(下野スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県下野市下古山及び上古山

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道下野スマートインター線(西行き) 及び 市道下野スマートインター線(東行き)	栃木県下野市下古山 及び 上古山	立体接続	下野スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3, 503 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 076 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(筑北スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道長野線

(2) 工事の箇所

長野県東筑摩郡筑北村西条小仁熊

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
村道滝上北線	長野県東筑摩郡筑北村 西条小仁熊	立体接続	筑北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2, 405 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 12 月 17 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,853 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線（蓮田スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県蓮田市大字川島及び黒浜

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道蓮田白岡久喜線 及び 市道57号線	埼玉県蓮田市大字川島 及び 黒浜	立体接続	蓮田スマートインターチェンジ

(4)工事予算

1, 390 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 4 月 24 日 (上り線 供用開始)

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 761 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(花巻PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道山の神諏訪線 及び 県道花巻和賀線	岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地	立体接続	花巻PAスマートインターチェンジ

(4)工事予算

1, 309 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 20 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 676 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線（山形PAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市大道端

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道西部工業団地村木沢線	山形県山形市大道端	立体接続	山形PAスマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 433 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 24 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,794 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(つくばみらいスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県つくばみらい市古川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(仮称)つくばみらいスマートIC1号線 及び (仮称)つくばみらいスマートIC2号線	茨城県つくばみらい市古川	立体接続	つくばみらいスマート インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

3, 815 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 404 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(小高スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市小高区大田和

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大田和インター線 及び 市道川房インター線	福島県南相馬市小高区大田和	立体接続	小高スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

2, 613 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 547 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道4号(東埼玉道路)
(埼玉県八潮市大字八條から埼玉県北葛飾郡松伏町田島まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道4号(東埼玉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県八潮市大字八條	から
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで

(ロ) 延長

埼玉県八潮市大字八條	から	9. 5	キロメートル
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
埼玉県八潮市大字八條	から	第1種第3級	道路構造令
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県八潮市大字八條	から	80	9. 5	
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県八潮市大字八條	から	4車線	4車線	
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで			

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県八潮市大字八條から埼玉県北葛飾郡松伏町田島まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県八潮市大字八條	から	3. 00	メートル(土工部)	
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道4号 及び 常磐自動車道	埼玉県八潮市大字八條	立体接続	草加八潮インター ・ジャンクション(仮称)
一般国道4号	埼玉県草加市柿木町	立体接続	蒲生柿木川戸線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県越谷市大成町	立体接続	越谷吉川線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県吉川市大字川藤	立体接続	越谷総合公園川藤線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県北葛飾郡松伏町田島	立体接続	浦和野田線 インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

16, 709 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 10 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 17 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20, 787 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19, 843 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トマムまで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道勇払郡占冠村字中央	から
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで

(ロ) 延長

北海道勇払郡占冠村字中央	から	26. 2 キロメートル
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 北海道勇払郡占冠村字上トマム	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 北海道勇払郡占冠村字上トマム	から まで	100	26. 2	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央	から	4車線	4車線	4車線化
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで			

(ト)路肩の標準幅員

北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トマムまで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道勇払郡占冠村字中央	から	4. 50	メートル(土工部)	
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

97, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

110,384 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 105,186 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県双葉郡浪江町大字室原	から
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで

(なお、事業着手する区間については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までとする。)

(ロ) 延長

福島県双葉郡浪江町大字室原	から	18.4	キロメートル
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで	(1.9)	

※ () 内は福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 福島県南相馬市原町区大字信田沢	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原 福島県南相馬市原町区大字信田沢	から まで	100	18.4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原	から	4車線	4車線	4車線化
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	2. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県双葉郡浪江町大字室原	から	4. 50	メートル(土工部)	
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

45, 000 百万円(消費税込み)

(うち、福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの
工事予算7, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 971 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 570 百万円)(消費税込み)

なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(長流枝スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道河東郡音更町字長流枝

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道長流枝スマートインター線	北海道河東郡音更町字長流枝	立体接続	長流枝スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3, 004 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 949 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(白石中央スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県白石市大平中目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
白石中央スマートインター1号線 白石中央スマートインター2号線	宮城県白石市大平中目	立体接続	白石中央スマートインターチェン ジ (仮称)

(4)工事予算

2, 421 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 026 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線(天童南スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県天童市大字高櫓

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートインター2号線	山形県天童市大字高櫓	立体接続	天童南スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2, 284 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 128 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(若穂スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

長野県長野市若穂川田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
長野市道(仮称)若穂西298号線	長野県長野市若穂川田	立体接続	若穂スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2,745 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,483 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(三郷料金所スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市小谷堀

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道1313号線、市道1704号線、 市道1705号線 及び 市道1706号線	埼玉県三郷市小谷堀	立体接続	三郷料金所 スマートインターチェンジ

(4)工事予算

1, 184 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 519 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北陸自動車道(大積スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県長岡市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道二和55号線 及び 市道二和143号線	新潟県長岡市宮本東方町 及び 大積善間町	平面接続	大積スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1, 347 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 860 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道13号（米沢南陽道路）（高畠スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道13号

(有料道路名 : 米沢南陽道路)

(2) 工事の箇所

山形県東置賜郡高畠町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道高畠インター1号線 町道高畠インター2号線	山形県東置賜郡高畠町	立体接続	高畠スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1, 810 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 503 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(北千葉JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市堀之内

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道464号 (北千葉道路)	千葉県市川市堀之内	平面接続	北千葉ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

132,441 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

156, 058 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 148, 556 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道上川郡清水町字清水まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道勇払郡占冠村字上トマム	から
北海道上川郡清水町字清水	まで

(ロ) 延長

北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	20. 9 キロメートル
北海道上川郡清水町字清水	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	第1種第2級	道路構造令
北海道上川郡清水町字清水	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	100	20.9	
北海道上川郡清水町字清水	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	4車線	4車線	4車線化
北海道上川郡清水町字清水	まで			

(ト)路肩の標準幅員

北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道上川郡清水町字清水まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	4. 50	メートル(土工部)	
北海道上川郡清水町字清水	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

52, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道空知郡南富良野町字落合まで
令和 4 年 5 月 1 日

ロ 北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町新得まで
令和 3 年 5 月 1 日

ハ 北海道上川郡新得町新得から北海道上川郡清水町字清水まで
令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

64, 667 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 61, 730 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線
(岩手県北上市和賀町煤孫から岩手県和賀郡西和賀町大渡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岩手県北上市和賀町煤孫	から
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで

(ロ) 延長

岩手県北上市和賀町煤孫	から	21.6	キロメートル
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	第1種第3級	道路構造令
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	80	21. 6	
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	4車線	4車線	4車線化
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

岩手県北上市和賀町煤孫から岩手県和賀郡西和賀町大渡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	3. 00	メートル(土工部)	
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

98, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

114, 540 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 109, 164 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線
(福島県河沼郡会津坂下町大字坂本から福島県耶麻郡西会津町大字野沢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで

(ロ) 延長

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	11.4	キロメートル
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	第1種第3級	道路構造令
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	80	11.4	
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	4車線	4車線	4車線化
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本から福島県耶麻郡西会津町大字野沢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	3. 00	メートル(土工部)	
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

7, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 104 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 705 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線
(新潟県東蒲原郡阿賀町津川から新潟県阿賀野市新保まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から
新潟県阿賀野市新保	まで

(ロ) 延長

新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	14.9 キロメートル
新潟県阿賀野市新保	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	第1種第3級	道路構造令
新潟県阿賀野市新保	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	80	14.9	
新潟県阿賀野市新保	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川 新潟県阿賀野市新保	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

新潟県東蒲原郡阿賀町津川から新潟県阿賀野市新保まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	3. 00	メートル(土工部)	
新潟県阿賀野市新保	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

30, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

37, 626 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 35, 932 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県相馬市大字坪田から福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県相馬市大字坪田	から
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで

(ロ) 延長

福島県相馬市大字坪田	から	8. 5	キロメートル
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県相馬市大字坪田	から	第1種第2級	道路構造令
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市大字坪田	から	100	8.5	
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬市大字坪田	から	4車線	4車線	4車線化
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県相馬市大字坪田から福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県相馬市大字坪田	から	4. 50	メートル(土工部)	
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

22, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28,351 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27,087 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)
(宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県富谷市穀田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号(仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県宮城郡利府町沢乙	から
宮城県富谷市穀田	まで

(ロ) 延長

宮城県宮城郡利府町沢乙	から	6.6	キロメートル
宮城県富谷市穀田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県富谷市穀田	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県富谷市穀田	から まで	100	6. 6	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 宮城県富谷市穀田	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県富谷市穀田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県宮城郡利府町沢乙	から	4. 50	メートル(土工部)	
宮城県富谷市穀田	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

19, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24, 968 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 23, 854 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(笠間PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県笠間市上加賀田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道笠間PAスマートIC線	茨城県笠間市上加賀田	立体接続	笠間PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1, 549 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 051 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県双葉郡広野町上北迫から福島県双葉郡檜葉町上繁岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県双葉郡広野町上北迫	から
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで

(ロ) 延長

福島県双葉郡広野町上北迫	から	5.3	キロメートル
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	第1種第2級	道路構造令
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	100	7.3	
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	4車線	4車線	4車線化
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県双葉郡広野町上北迫から福島県双葉郡檜葉町上繁岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	4. 50	メートル(土工部)	
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

31, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36, 218 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34, 533 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、
工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(新得PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡新得町字新得西九線

(3) 工事予算

2, 748 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

② 工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 736 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 589 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(新得スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡新得町字新得西九線

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道新得インター北線 町道新得インター南線	北海道上川郡新得町字広内	立体接続	新得スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

819 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 239 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線
(八幡平スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県八幡平市星沢及び細野

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートIC上り線 市道スマートIC下り線	岩手県八幡平市星沢 及び 細野	立体接続	八幡平スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3, 162 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 170 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(外環八潮スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市八條

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道外環八潮スマートIC内回り線 市道外環八潮スマートIC外回り線	埼玉県八潮市八條	立体接続	外環八潮スマートインターチェン ジ (仮称)

(4)工事予算

1, 373 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 098 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(検見川・真砂スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県千葉市美浜区真砂

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道検見川・真砂スマートIC ONランプ線 市道検見川・真砂スマートIC OFFランプ線	千葉県千葉市美浜区真砂	立体接続	検見川・真砂スマート インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2, 679 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 15 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 556 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(足利スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県足利市五十部町及び山下町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道足利スマートインター線(西行き) 市道足利スマートインター線(東行き)	栃木県足利市五十部町 及び 山下町	立体接続	足利スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

3, 254 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 975 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(屋代スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

長野県千曲市屋代

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道返町東西線	長野県千曲市屋代	立体接続	屋代スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3, 555 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,788 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(壬生PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県下都賀郡壬生町国谷

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道壬生PAスマートインター線 （西行き） 町道壬生PAスマートインター線 （東行き）	栃木県下都賀郡壬生町国谷	立体接続	壬生PAスマートインターチェンジ （仮称）

(4)工事予算

2, 047 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 737 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(北海道勇払郡安平町追分美園から北海道夕張市紅葉山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道勇払郡安平町追分美園	から
北海道夕張市紅葉山	まで

(なお、事業着手する区間については北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までとする。)

(ロ) 延長

北海道勇払郡安平町追分美園	から	20.2	キロメートル
北海道夕張市紅葉山	まで	(4.1)	

※ () 内は北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間			道路の区分	摘 要
I	北海道勇払郡安平町追分美園 北海道勇払郡安平町追分旭	から まで	第1種第2級	道路構造令
II	北海道勇払郡安平町追分旭 北海道夕張市紅葉山	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	北海道勇払郡安平町追分美園 北海道勇払郡安平町追分旭	から まで	100	7.4	
II	北海道勇払郡安平町追分旭 北海道夕張市紅葉山	から まで	80	12.8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
I	北海道勇払郡安平町追分美園	から	4車線	4車線	4車線化
	北海道勇払郡安平町追分旭	まで			
II	北海道勇払郡安平町追分旭	から	4車線	4車線	4車線化
	北海道夕張市紅葉山	まで			

(ト)路肩の標準幅員

I 北海道勇払郡安平町追分美園から北海道勇払郡安平町追分旭まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

Ⅱ 北海道勇払郡安平町追分旭から北海道夕張市紅葉山まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間			幅員		摘要
Ⅰ	北海道勇払郡安平町追分美園	から	4. 50	メートル(土工部)	
	北海道勇払郡安平町追分旭	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
				メートル(掘割部)	
Ⅱ	北海道勇払郡安平町追分旭	から	3. 00	メートル(土工部)	
	北海道夕張市紅葉山	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
				メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

70,000 百万円(消費税込み)

(うち、北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までの工事予算25,000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

(なお、上記については北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までの工事の着手の予定年月日を表す。)

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、上記については北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までの工事の完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 026 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 590 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については北海道夕張郡由仁町川端から北海道夕張郡栗山町滝下までの債務引受限度額及び助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線
(秋田県横手市猪岡から秋田県大仙市内小友まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

秋田県横手市猪岡	から
秋田県大仙市内小友	まで

(ロ) 延長

秋田県横手市猪岡	から	14.4 キロメートル
秋田県大仙市内小友	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
秋田県横手市猪岡	から	第1種第3級	道路構造令
秋田県大仙市内小友	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
秋田県横手市猪岡	から	80	14. 4	
秋田県大仙市内小友	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
秋田県横手市猪岡	から	4車線	4車線	4車線化
秋田県大仙市内小友	まで			

(ト)路肩の標準幅員

秋田県横手市猪岡から秋田県大仙市内小友まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
秋田県横手市猪岡	から	3. 00	メートル(土工部)	
秋田県大仙市内小友	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

36, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

45, 532 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 43, 467 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線
(福島県耶麻郡西会津町大字野沢から新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県耶麻郡西会津町大字野沢	から
新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	まで

(ロ) 延長

福島県耶麻郡西会津町大字野沢	から	22.4	キロメートル
新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	から	第1種第3級	道路構造令
新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	から	80	22.4	
新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	から	4車線	4車線	4車線化
新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県耶麻郡西会津町大字野沢から新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	から	3. 00	メートル(土工部)	
新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

66, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

80, 419 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 76, 635 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(宮城県亶理郡山元町坂元から宮城県亶理郡山元町大平まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県亶理郡山元町坂元	から
宮城県亶理郡山元町大平	まで

(ロ) 延長

宮城県亶理郡山元町坂元	から	8.3	キロメートル
宮城県亶理郡山元町大平	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮城県亶理郡山元町坂元	から	第1種第2級	道路構造令
宮城県亶理郡山元町大平	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡山元町坂元	から	100	8.3	
宮城県亶理郡山元町大平	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亘理郡山元町坂元	から	4車線	4車線	4車線化
宮城県亘理郡山元町大平	まで			

(ト)路肩の標準幅員

宮城県亘理郡山元町坂元から宮城県亘理郡山元町大平まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県亘理郡山元町坂元	から	4. 50	メートル(土工部)	
宮城県亘理郡山元町大平	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

21, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 546 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 314 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)(富谷JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号(仙台北部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県富谷市西成田	から
宮城県富谷市穀田	まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
東北縦貫自動車道	宮城県富谷市穀田	立体接続	富谷ジャンクション

(4) 工事予算

7, 295 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 18 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 238 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 830 百万円)(消費税込み)

別紙 1－2 3 4 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(守谷SAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県守谷市大柏及び野木崎

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道守谷スマートICアクセス道路1号線 市道守谷スマートICアクセス道路3号線	茨城県守谷市大柏 及び 野木崎	立体接続	守谷SAスマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

2, 753 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 006 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(土浦スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県土浦市中央

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
土浦市道Ⅱ級11号線 土浦市道矢作25号線	茨城県土浦市中央	立体接続	土浦スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3, 284 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 17 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 904 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24,213百万円
H 1 9	25,071百万円
H 2 0	24,580百万円
H 2 1	37,064百万円
H 2 2	50,385百万円
H 2 3	34,989百万円
H 2 4	33,071百万円
H 2 5	41,256百万円
H 2 6	68,784百万円
H 2 7	95,856百万円
H 2 8	88,927百万円
H 2 9	99,841百万円
H 3 0	103,997百万円
R 1	133,660百万円
R 2	161,228百万円
R 3	170,751百万円
R 4	154,378百万円
R 5	167,393百万円
R 6	273,357百万円
R 7	106,835百万円
R 8	173,436百万円
R 9	54,694百万円
R 1 0	62,031百万円
R 1 1	48,703百万円
R 1 2	261,034百万円
R 1 3	54,085百万円
R 1 4	54,569百万円
R 1 5	53,558百万円
R 1 6	54,539百万円
R 1 7	54,033百万円
R 1 8	54,826百万円
R 1 9	55,146百万円
R 2 0	54,270百万円
R 2 1	54,263百万円
R 2 2	54,317百万円
R 2 3	54,353百万円
R 2 4	54,803百万円
R 2 5	54,737百万円
R 2 6	53,903百万円
R 2 7	53,216百万円
R 2 8	53,215百万円
R 2 9	53,151百万円
R 3 0	54,082百万円
R 3 1	52,801百万円
R 3 2	53,236百万円
R 3 3	53,871百万円
R 3 4	53,871百万円
R 3 5	53,871百万円
R 3 6	53,871百万円
R 3 7	53,871百万円
R 3 8	53,351百万円
R 3 9	53,351百万円
R 4 0	53,351百万円
R 4 1	53,351百万円
R 4 2	53,351百万円
R 4 3	54,043百万円
R 4 4	54,043百万円
R 4 5	54,043百万円
R 4 6	54,043百万円
R 4 7	54,043百万円
R 4 8	54,043百万円
R 4 9	54,043百万円
R 5 0	54,043百万円
R 5 1	54,043百万円
R 5 2	54,043百万円
R 5 3	52,708百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	103,056百万円
---------	------------

別紙 5 を次のとおり改める。

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

東日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 6	9百万円
H 2 7	214百万円
H 2 8	671百万円
H 2 9	1,492百万円
H 3 0	2,590百万円
R 1	903百万円
R 2	1,102百万円
R 3	1,574百万円
R 4	2,400百万円
R 5	2,391百万円
R 6	2,266百万円
R 7	1,905百万円
R 8	6,385百万円
R 9	1,669百万円
R 1 0	1,986百万円
R 1 1	2,356百万円
R 1 2	1,309百万円
R 1 3	487百万円
R 1 4	918百万円
R 1 5	804百万円
R 1 6	563百万円
R 1 7	0百万円
R 1 8	0百万円
R 1 9	0百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までは実績値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構造物等分	
				うち盛土・切土・ のり面構築物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	(551,875百万円) 551,875百万円	(63,667百万円) 47,550百万円	(379,925百万円) 391,645百万円	(127,702百万円) 111,107百万円	(252,223百万円) 280,538百万円
H 1 9	(559,192百万円) 558,180百万円	(67,965百万円) 51,619百万円	(405,577百万円) 425,162百万円	(136,324百万円) 120,616百万円	(269,253百万円) 304,546百万円
H 2 0	(555,373百万円) 522,469百万円	(68,941百万円) 49,115百万円	(411,402百万円) 404,532百万円	(138,282百万円) 114,763百万円	(273,120百万円) 289,769百万円
H 2 1	(449,377百万円) 420,422百万円	(55,670百万円) 39,424百万円	(332,204百万円) 324,717百万円	(111,662百万円) 92,120百万円	(220,542百万円) 232,597百万円
H 2 2	(447,103百万円) 414,736百万円	(54,937百万円) 34,125百万円	(327,833百万円) 281,068百万円	(110,193百万円) 79,737百万円	(217,640百万円) 201,331百万円
H 2 3	(436,821百万円) 400,681百万円	(39,902百万円) 36,286百万円	(328,653百万円) 298,870百万円	(93,237百万円) 84,788百万円	(235,416百万円) 214,082百万円
H 2 4	(429,007百万円) 471,361百万円	(38,674百万円) 42,912百万円	(318,541百万円) 353,445百万円	(90,368百万円) 100,270百万円	(228,173百万円) 253,175百万円
H 2 5	(430,686百万円) 484,935百万円	(32,447百万円) 41,206百万円	(267,253百万円) 339,394百万円	(75,818百万円) 96,284百万円	(191,435百万円) 243,110百万円
H 2 6	(516,202百万円) 605,006百万円	(38,687百万円) 50,781百万円	(318,649百万円) 418,260百万円	(90,399百万円) 118,658百万円	(228,250百万円) 299,602百万円
H 2 7	(518,644百万円) 628,371百万円	(39,437百万円) 53,140百万円	(324,824百万円) 437,691百万円	(92,151百万円) 124,170百万円	(232,673百万円) 313,521百万円
H 2 8	(566,074百万円) 626,183百万円	(40,169百万円) 53,492百万円	(330,850百万円) 440,591百万円	(93,860百万円) 124,993百万円	(236,990百万円) 315,598百万円
H 2 9	(596,278百万円) 649,995百万円	(35,238百万円) 54,109百万円	(290,238百万円) 445,668百万円	(82,339百万円) 126,433百万円	(207,899百万円) 319,235百万円
H 3 0	(604,439百万円) 670,878百万円	(29,639百万円) 54,693百万円	(244,123百万円) 450,479百万円	(69,256百万円) 127,798百万円	(174,867百万円) 322,681百万円
R 1	(605,167百万円) 667,503百万円	(22,480百万円) 50,960百万円	(185,160百万円) 419,734百万円	(52,529百万円) 119,076百万円	(132,631百万円) 300,658百万円
R 2	(609,161百万円) 529,031百万円	(33,421百万円) 35,398百万円	(275,272百万円) 291,553百万円	(78,093百万円) 82,712百万円	(197,179百万円) 208,841百万円
R 3	(529,690百万円) 568,482百万円	(25,604百万円) 36,180百万円	(210,886百万円) 298,000百万円	(59,827百万円) 84,541百万円	(151,059百万円) 213,459百万円
R 4	(522,020百万円) 613,746百万円	(19,068百万円) 41,196百万円	(157,056百万円) 339,313百万円	(44,556百万円) 96,261百万円	(112,500百万円) 243,052百万円
R 5	(513,317百万円) 627,965百万円	(13,495百万円) 40,249百万円	(111,150百万円) 331,513百万円	(31,533百万円) 94,048百万円	(79,617百万円) 237,465百万円
R 6	595,637百万円	9,926百万円	81,760百万円	23,195百万円	58,565百万円
R 7	577,273百万円	25,690百万円	211,597百万円	60,029百万円	151,568百万円
R 8	566,911百万円	15,865百万円	130,669百万円	37,070百万円	93,599百万円
R 9	567,927百万円	38,461百万円	316,784百万円	89,870百万円	226,914百万円
R 1 0	567,772百万円	35,269百万円	290,497百万円	82,412百万円	208,085百万円
R 1 1	570,867百万円	12,069百万円	99,406百万円	28,201百万円	71,205百万円
R 1 2	567,499百万円	28,630百万円	235,810百万円	66,898百万円	168,912百万円
R 1 3	576,791百万円	50,327百万円	414,514百万円	117,595百万円	296,919百万円
R 1 4	583,000百万円	50,538百万円	416,261百万円	118,091百万円	298,170百万円
R 1 5	588,161百万円	51,309百万円	422,606百万円	119,891百万円	302,715百万円
R 1 6	601,226百万円	53,475百万円	440,446百万円	124,952百万円	315,494百万円
R 1 7	595,935百万円	52,664百万円	433,771百万円	123,058百万円	310,713百万円
R 1 8	588,337百万円	51,131百万円	421,145百万円	119,476百万円	301,669百万円
R 1 9	580,268百万円	50,796百万円	418,383百万円	118,693百万円	299,690百万円
R 2 0	572,946百万円	49,372百万円	406,656百万円	115,366百万円	291,290百万円
R 2 1	566,655百万円	51,173百万円	421,489百万円	119,574百万円	301,915百万円
R 2 2	555,425百万円	50,044百万円	412,190百万円	116,936百万円	295,254百万円
R 2 3	548,193百万円	49,317百万円	406,201百万円	115,237百万円	290,964百万円
R 2 4	540,014百万円	48,454百万円	399,089百万円	113,219百万円	285,870百万円
R 2 5	533,690百万円	47,828百万円	393,932百万円	111,756百万円	282,176百万円
R 2 6	523,561百万円	46,898百万円	386,273百万円	109,583百万円	276,690百万円
R 2 7	514,310百万円	46,041百万円	379,215百万円	107,581百万円	271,634百万円
R 2 8	507,049百万円	45,314百万円	373,232百万円	105,884百万円	267,348百万円
R 2 9	500,663百万円	44,682百万円	368,022百万円	104,406百万円	263,616百万円
R 3 0	490,612百万円	43,583百万円	358,972百万円	101,838百万円	257,134百万円
R 3 1	482,414百万円	42,891百万円	353,272百万円	100,221百万円	253,051百万円
R 3 2	473,142百万円	41,920百万円	345,272百万円	97,952百万円	247,320百万円
R 3 3	467,749百万円	41,317百万円	340,304百万円	96,542百万円	243,762百万円
R 3 4	457,392百万円	40,280百万円	331,769百万円	94,121百万円	237,648百万円
R 3 5	448,679百万円	39,409百万円	324,589百万円	92,084百万円	232,505百万円
R 3 6	440,412百万円	38,581百万円	317,776百万円	90,151百万円	227,625百万円
R 3 7	432,513百万円	37,791百万円	311,267百万円	88,305百万円	222,962百万円
R 3 8	423,525百万円	36,944百万円	304,288百万円	86,325百万円	217,963百万円
R 3 9	415,014百万円	36,092百万円	297,274百万円	84,335百万円	212,939百万円
R 4 0	406,309百万円	35,221百万円	290,101百万円	82,300百万円	207,801百万円
R 4 1	399,783百万円	34,568百万円	284,722百万円	80,774百万円	203,948百万円
R 4 2	388,568百万円	33,446百万円	275,480百万円	78,152百万円	197,328百万円
R 4 3	380,784百万円	32,598百万円	268,494百万円	76,170百万円	192,324百万円
R 4 4	372,202百万円	31,740百万円	261,423百万円	74,164百万円	187,259百万円
R 4 5	365,182百万円	31,037百万円	255,638百万円	72,523百万円	183,115百万円
R 4 6	358,826百万円	30,401百万円	250,400百万円	71,037百万円	179,363百万円
R 4 7	353,048百万円	29,823百万円	245,638百万円	69,686百万円	175,952百万円
R 4 8	349,680百万円	29,580百万円	243,632百万円	69,117百万円	174,515百万円
R 4 9	346,451百万円	29,256百万円	240,971百万円	68,362百万円	172,609百万円
R 5 0	340,034百万円	28,614百万円	235,683百万円	66,862百万円	168,821百万円
R 5 1	335,554百万円	28,166百万円	231,990百万円	65,814百万円	166,176百万円
R 5 2	329,687百万円	27,579百万円	227,156百万円	64,443百万円	162,713百万円
R 5 3	270,245百万円	21,765百万円	179,271百万円	50,858百万円	128,413百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709,612百万円) 711,810百万円
H 1 9	(722,190百万円) 713,956百万円
H 2 0	(719,683百万円) 679,582百万円
H 2 1	(613,220百万円) 578,132百万円
H 2 2	(621,266百万円) 582,686百万円
H 2 3	(607,061百万円) 564,850百万円
H 2 4	(604,468百万円) 652,866百万円
H 2 5	(607,533百万円) 667,857百万円
H 2 6	(700,369百万円) 796,177百万円
H 2 7	(710,760百万円) 827,595百万円
H 2 8	(778,089百万円) 845,979百万円
H 2 9	(800,738百万円) 862,463百万円
H 3 0	(811,935百万円) 886,493百万円
R 1	(822,438百万円) 892,998百万円
R 2	(839,113百万円) 750,592百万円
R 3	(770,368百万円) 816,863百万円
R 4	(772,616百万円) 872,068百万円
R 5	(776,756百万円) 899,171百万円
R 6	868,123百万円
R 7	838,530百万円
R 8	789,457百万円
R 9	792,847百万円
R 1 0	791,533百万円
R 1 1	791,425百万円
R 1 2	789,056百万円
R 1 3	800,159百万円
R 1 4	808,178百万円
R 1 5	812,594百万円
R 1 6	822,192百万円
R 1 7	818,845百万円
R 1 8	809,792百万円
R 1 9	801,221百万円
R 2 0	792,638百万円
R 2 1	786,183百万円
R 2 2	775,465百万円
R 2 3	766,879百万円
R 2 4	758,296百万円
R 2 5	751,748百万円
R 2 6	741,126百万円
R 2 7	732,539百万円
R 2 8	723,956百万円
R 2 9	717,313百万円
R 3 0	706,784百万円
R 3 1	698,199百万円
R 3 2	689,612百万円
R 3 3	682,877百万円
R 3 4	672,443百万円
R 3 5	663,858百万円
R 3 6	655,272百万円
R 3 7	648,444百万円
R 3 8	638,102百万円
R 3 9	629,516百万円
R 4 0	620,932百万円
R 4 1	614,008百万円
R 4 2	603,762百万円
R 4 3	595,176百万円
R 4 4	586,589百万円
R 4 5	579,573百万円
R 4 6	573,192百万円
R 4 7	568,392百万円
R 4 8	563,593百万円
R 4 9	560,324百万円
R 5 0	553,995百万円
R 5 1	549,195百万円
R 5 2	544,397百万円
R 5 3	527,918百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙８中、１．（１）②ロのうち、
「吉川総合公園川藤線」を「越谷総合公園川藤線」に改める。

別紙８中、１．（１）④イ（ロ）のうち、
「この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引に限る。」を「この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引及び深夜割引（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日以降は上限料金の引下げに係る割引に限る。）に限る。」に改める。

別紙８中、１．（２）②ロ（イ）イ）のうち、
「道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３５条の３第１項第１３号」を「道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３５条の３第１項第１１号」に改める。

別紙８中、１．（２）③ロの次に次のとおり加える。

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。

別紙８中、１．（２）④のうち、
「平日朝夕割引」を「平日朝夕割引（マイレージ登録）」に改める。

別紙８中、１．（２）④ロ（ハ）ロ）、⑤ロ（ハ）ロ）及び⑥ロ（ロ）のうち、
「

- a : 対距離制区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が１００キロメートルを超え、２００キロメートル以下の場合は、２５を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。対距離制区間が２００キロメートルを超える場合は、３５を対距離制区間のキロ程で除し、０．７を加算した値。

」を

「

- a : 対距離制区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が１００キロメートルを超え、２００キロメートル以下の場合は、２５を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、０．７５を加算した値。対距離制区間が２００キロメートルを超える場合は、３５を対距離制区間のキロ程で除し、０．７を加算した値。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が１００キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が１００キロメートルを超え、２００キロメートル以下の場合は、２５を対距離制区間のキロ程で除し、０．７５を加算した値。対距離制区間が２００キロメートルを超え、４００キロメートル以下の場合は、３５を対距離制区間のキロ程で除し、０．７を加算した値。対距離制区間が４００キロメートルを超え、６００キロメートル以下の場合は、７５を対距離制区間のキロ程で除し、０．６を加算した値。対距離制区間が６００キロメートルを超え、８００キロメートル以下の場合は、１０５を対距離制区間のキロ程で除し、０．５５を加算した値。対距離制区間が８００キ

ロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）。
」に改める。

別紙8中、1.(2)⑥イ及び⑩イのうち

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号」に改める。

別紙8中、1.(2)⑪ロのうち、

「 常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
柏から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
谷和原から海老名まで	30	-	-	-	-

」を

「 常磐自動車道と首都圏中央連絡自動車道等のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	(B) (単位：円)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
柏から松尾横芝まで	80	60	30	-	-
守谷SAスマートからつくば中央まで	30	-	-	-	-
守谷SAスマートからつくば牛久まで	20	-	-	-	-
守谷SAスマートから牛久阿見まで	10	-	-	-	-
谷和原から海老名まで	30	-	-	-	-

」に改める。

別紙8中、1.(2)⑮イのうち、

「別添1-1又は別添1-2」を「別添1-1」に改める。

別紙8中、1.(2)⑰から⑳までを次のとおり改める。

⑰深夜割引（マイレージ登録）

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間（以下「深夜割引時間帯」という。）に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を通行する自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行経路に基づく距離（以下「走行距離」という。）及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（率を算出するための距離は、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程、別添5に定める一般有料道路等のキロ程（ただし、京葉道路を除く。）、別添8に定める二輪車定率割引で用いるキロ程（ただし、京葉道路を除く。）及び東日本高速道路株式会社が別に定めるキロ程（以下「深夜割引キロ程」という。）を用いるものとする。以下⑱から㉔まで同じ。ただし、北海道縦貫自動車道函館名寄線のうち札幌南インターチェンジから札幌インターチ

エッジまでの区間、北海道横断自動車道黒松内釧路線の余市インターチェンジから札幌ジャンクションまでの区間、東北横断自動車道酒田線の湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間及び東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間並びに北海道横断自動車道黒松内釧路線の池田インターチェンジから本別インターチェンジまでの区間、北海道横断自動車道黒松内北見線の池田インターチェンジから足寄インターチェンジまでの区間、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから浦和インターチェンジまでの区間、常磐自動車道の三郷インターチェンジから三郷料金所スマートインターチェンジまでの区間、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジから湾岸習志野インターチェンジまでの区間及び成田国際空港線の成田スマートインターチェンジから新空港インターチェンジまでの区間の各インターチェンジ相互間（以下「距離対象外区間」という。）は70パーセントとする。）を対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間、別添6のうちC（首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで）に限る。）及びDに掲げる高速道路又は別添6のうちA、B及びC（東埼玉道路に限る。）に掲げる高速道路（以下「深夜割引道路区分」という。）の別に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「深夜割引後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$$100 - (L1 \div L2 \times W) \text{（単位：パーセント）}$$

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（深夜割引時間帯毎の走行距離は、東日本高速道路株式会社が深夜割引キロ程に記載するインターチェンジ等を通じた記録等を用いて深夜割引時間帯に走行したものと推計した距離とする。ただし、大型車及び特大車（別添1-1に掲げる自動車の種類がル及びタを除く。）（以下「大型貨物自動車等」という。）は走行1時間あたり90キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等）」という。）、大型貨物自動車等以外の自動車は走行1時間あたり105キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等以外）」という。）とし、深夜割引時間帯の走行時間が4時間を超える場合は、大型貨物自動車等は上限距離（大型貨物等）360キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等）から45キロメートルを、大型貨物自動車等以外の自動車は上限距離（大型貨物等以外）420キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等以外）から52.5キロメートルを深夜割引時間帯毎に減じるものとする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑱深夜割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、深夜割引時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を通行する自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（ただし、距離対象外区間は70パーセントとする。）を深夜割引道路区分の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。（ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。）

$$100 - (L1 \div L2 \times W) \text{（単位：パーセント）}$$

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑨深夜割引（マイレージ登録）経過措置

イ 割引をする自動車

⑩イに掲げる自動車のうち、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件に該当する自動車。

（イ）午後10時から1時間を経過するまでの間（以下「経過措置時間帯」という。）に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を流出する自動車（ただし、距離対象外区間において通行料金の請求を受ける料金所のみを通行する場合は、当該自動車。以下⑫において同じ。）。

（ロ）走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。）を深夜割引道路区分の別に乘じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「経過措置後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

（イ）イ（イ）のみの要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2$ （単位：パーセント）

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（複数の深夜割引時間帯を跨ぎ走行した場合には、最終の経過措置時間帯の走行距離とする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'：20

（ロ）イ（ロ）のみの要件に該当する自動車

$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2$ （単位：パーセント）

ただし、上記式により算出した率が100-Wを下回る場合は100-Wとする。

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

（ハ）イ（イ）かつイ（ロ）の要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2$ （単位：パーセント）

ただし、上記式により算出した率が100-W'2を下回る場合は100-W'2とする。

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'1：20

W'2：L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

②深夜割引（コーポレート契約）経過措置

イ 割引をする自動車

⑱イに掲げる自動車のうち、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件に該当する自動車。

（イ）経過措置時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Eに掲げる高速道路を除く。）を流出する自動車。

（ロ）走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。）を深夜割引道路区分の別に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。（ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。）

（イ）イ（イ）のみの要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'：20

（ロ）イ（ロ）のみの要件に該当する自動車

$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2$ （単位：パーセント）

ただし、上記式により算出した率が $100 - W$ を下回る場合は $100 - W$ とする。

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

（ハ）イ（イ）かつイ（ロ）の要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2$ （単位：パーセント）

ただし、上記式により算出した率が $100 - W'2$ を下回る場合は $100 - W'2$ とする。

（注）上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'1：20

W'2：L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

②割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から③まで、⑥から⑭まで及び⑯に定める割引相互間の重複適用関係は別添 7 のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添 7 において重複適用無しと定めた割引のうち 2 以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑯及び⑰の割引相互間における重複適用関係

⑯と⑰の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑯は適用しないものとする。

ニ ⑱及び⑳の割引相互間における重複適用関係

⑱と⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑱は適用しないものとする。

ホ ④と①、③、⑥、⑨から⑬まで、⑯、⑰又は⑱の割引相互間における重複適用関係

(イ) ④と①は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

(ロ) ④と③、⑥、⑨から⑬まで、⑯、⑰又は⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$$A - B$$

(注) 上記式において、A、B は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A : ⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額

B : ④ロの (イ) から (ハ) により算出した額

ヘ ⑤と②、③、⑥、⑨から⑫まで、⑭、⑱又は⑳の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、B は、それぞれ次の値を表すものとする。

A : (1) に定める料金の額 (ただし、⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引を適用した額とする。)

B : 月間適用回数 (コーポレート契約) が 10 回以上の場合における、⑤ロの (イ) から (ハ) で算出した料金の額

(ロ) ⑤と⑭の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑭の割引を適用する。

(ハ) ⑤と③、⑥、⑨、⑱又は⑳の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

(ニ) ⑤と⑩、⑪又は⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ト ⑰又は⑱と①、⑥から⑬まで又は⑯の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑰又は⑱と①又は⑦イのうち表中 3 若しくは 4 に該当するものは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦イのうち表中 3 若しくは 4 に該当するものについては、⑦イのうち表中 3 若しくは 4 に該当するものの割引適用後に、⑰又は⑱の割引を適用する。

(ロ) ⑰又は⑱と⑥、⑦イのうち表中 3 及び 4 を除くもの、⑧から⑬まで又は⑯の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑰又は⑱は適用しないものとする。ただし、次の算式により算出した額が正の数となる場合は、これを東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

A－B

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A：⑥、⑦イのうち表中3及び4を除くもの、⑧、⑩、⑪又は⑫の割引を適用した額

B：深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額

チ ⑮又は⑳と②、⑥から⑫まで又は⑭の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑮又は⑳と⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦イのうち表中3若しくは4に該当するものの割引適用後に、⑮又は⑳の割引を適用する。

(ロ) ⑮又は⑳と②又は⑭は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑮又は⑳の割引適用後に、②又は⑭の割引を適用する。

(ハ) ⑮又は⑳と⑨の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑮又は⑳の割引は適用しないものとする。

(ニ) ⑮又は⑳と⑥、⑦イのうち表中3及び4を除くもの、⑧、⑩、⑪又は⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

別紙8中、1.(7)を削る。

別紙8中、別添3のうち

「

柏	谷和原
	8.3

」を

「

柏	守谷SA スマート	谷和原
		3.5
	4.8	8.3

」に、

「

桜土浦	土浦北
	7.9

」を

「

桜土浦	土浦 スマート	土浦北
		4.2
	3.7	7.9

」に改める。

別紙8中、別添5のうち、

東水戸道路の前に、

「

東埼玉道路

				浦和野田線
				—
		越谷総合公園川藤線	1.5	5.5
		越谷吉川線	1.9	3.4
		蒲生柿木川戸線	2.1	4.0
草加八潮	2.1	4.0	5.5	9.5

」を、

東京湾横断・木更津東金道路のうち木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間の次に、

「

首都圏中央連絡自動車道等（横浜市金沢区から横浜市戸塚区まで、あきる野市から木更津市まで）

				戸塚
			藤沢	9.4
		栄	7.3	2.1
	公田	3.2	10.5	5.3
釜利谷ジャンクション	3.4	6.6	13.9	8.7

」を加える。

別紙特 1 を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る 債務引受限度額

1. 先行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 函館名寄線	北海道茅部郡森町字赤井川	北海道上川郡剣淵町字剣淵
高速自動車国道 北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道小樽市勝納町 北海道千歳市上長都	北海道札幌市白石区米里 北海道中川郡本別町共栄
高速自動車国道 北海道横断自動車道 黒松内北見線	北海道中川郡本別町勇足	北海道足寄郡足寄町郊南
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 弘前線	東京都練馬区大泉五丁目	青森県青森市大字三内
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 八戸線	岩手県八幡平市湯の沢	青森県八戸市市川町
高速自動車国道 東北横断自動車道 釜石秋田線	岩手県北上市鬼柳町	秋田県秋田市上新城道川
高速自動車国道 東北横断自動車道 酒田線	宮城県柴田郡村田町大字足立 山形県鶴岡市田麦俣	山形県西村山郡西川町大字月山沢 山形県酒田市大字藤塚
高速自動車国道 東北横断自動車道 いわき新潟線	福島県いわき市内郷宮町	新潟県新潟市俵柳
高速自動車国道 日本海沿岸東北自動車道	秋田県由利本荘市岩城内道川 秋田県潟上市昭和大久保	秋田県秋田市河辺戸島 秋田県山本郡三種町鹿渡
高速自動車国道 関越自動車道 新潟線	東京都練馬区三原台	新潟県長岡市大字石動
高速自動車国道 関越自動車道 上越線	群馬県藤岡市上栗須	新潟県上越市大字中屋敷
高速自動車国道 常磐自動車道	埼玉県川口市赤芝新田	宮城県亶理郡亶理町逢隈
高速自動車国道 東関東自動車道 千葉富津線	千葉県千葉市中央区浜野町	千葉県富津市大字竹岡
高速自動車国道 東関東自動車道 水戸線	千葉県市川市高谷	茨城県潮来市延方
高速自動車国道 北関東自動車道	群馬県高崎市上滝町 栃木県下都賀郡都賀町大字木	栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺 茨城県水戸市元石川町
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県安曇野市豊科高家	長野県千曲市大字屋代
高速自動車国道 北陸自動車道	新潟県新潟市俵柳	富山県下新川郡朝日町月山

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道1号・一般国道16号（横浜新道）	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町 神奈川県横浜市保土ヶ谷区藤塚町
一般国道14号・一般国道16号（京葉道路）	東京都江戸川区一之江 千葉県千葉市稲毛区園生町	千葉県千葉市稲毛区園生町 千葉県千葉市中央区浜野町
一般国道16号 （横浜横須賀道路）	神奈川県横須賀市馬堀海岸 神奈川県横浜市金沢区並木	神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町
一般国道126号（千葉東金道路）	千葉県千葉市中央区星久喜町	千葉県山武市松尾町谷津
一般国道127号（富津館山道路）	千葉県南房総市富浦町深名	千葉県富津市竹岡仲町
一般国道235号（日高自動車道(苫東道路)）	北海道苫小牧市字植苗	北海道苫小牧市字沼の端
一般国道466号（第三京浜道路）	東京都世田谷区上野毛	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	44 キロメートル	460, 450 百万円	1, 389, 454 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	1 キロメートル	7, 889 百万円	
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	175 キロメートル	96, 522 百万円	
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	56 キロメートル	80, 992 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	7, 759 箇所	170, 495 百万円	
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	60 キロメートル	421, 694 百万円	

2. 後行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 函館名寄線	北海道茅部郡森町字赤井川	北海道上川郡剣淵町字剣淵
高速自動車国道 北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道余市郡余市町登町 北海道千歳市上長都	北海道札幌市白石区米里 北海道中川郡本別町共栄
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 弘前線	東京都練馬区大泉五丁目	青森県青森市大字三内
高速自動車国道 東北縦貫自動車道 八戸線	岩手県八幡平市湯の沢	青森県八戸市市川町
高速自動車国道 東北横断自動車道 釜石秋田線	岩手県北上市鬼柳町	秋田県秋田市上新城道川
高速自動車国道 東北横断自動車道 酒田線	宮城県柴田郡村田町大字足立 山形県鶴岡市田麦俣	山形県西村山郡西川町大字月山沢 山形県酒田市大字藤塚
高速自動車国道 東北横断自動車道 いわき新潟線	福島県いわき市内郷宮町	新潟県新潟市俵柳
高速自動車国道 日本海沿岸東北自動車道	秋田県由利本荘市岩城内道川 秋田県潟上市昭和大久保	秋田県秋田市河辺戸島 秋田県山本郡三種町鹿渡
高速自動車国道 東北中央自動車道 相馬尾花沢線	山形県東置賜郡高畠町大字深沼	山形県東根市大字羽入
高速自動車国道 関越自動車道 新潟線	東京都練馬区三原台	新潟県長岡市大字石動
高速自動車国道 関越自動車道 上越線	群馬県藤岡市上栗須	新潟県上越市大字中屋敷
高速自動車国道 常磐自動車道	埼玉県川口市赤芝新田	宮城県亘理郡亘理町逢隈
高速自動車国道 東関東自動車道 千葉富津線	千葉県千葉市中央区浜野町	千葉県富津市大字竹岡
高速自動車国道 東関東自動車道 水戸線	埼玉県三郷市番匠免	茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴
高速自動車国道 北関東自動車道	群馬県高崎市上滝町 栃木県下都賀郡都賀町大字木	栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺 茨城県水戸市元石川町
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野県安曇野市豊科高家	長野県千曲市大字屋代
高速自動車国道 北陸自動車道	新潟県新潟市俵柳	富山県下新川郡朝日町月山
高速自動車国道 成田国際空港線	千葉県成田市大山	千葉県成田市取香

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
一般国道1号・一般国道16号(横浜新道)	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町 神奈川県横浜市保土ヶ谷区藤塚町
一般国道6号(東水戸道路)	茨城県水戸市元石川町	茨城県ひたちなか市部田野路
一般国道7号(琴丘能代道路)	秋田県山本郡三種町かど	秋田県能代市浅内
一般国道16号 (横浜横須賀道路)	神奈川県横須賀市馬堀海岸 神奈川県横浜市金沢区並木	神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町
一般国道127号 (富津館山道路)	千葉県南房総市富浦町深名	千葉県富津市竹岡仲町
一般国道235号 (日高自動車道(苫東道路))	北海道苫小牧市字植苗	北海道苫小牧市字沼の端
一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県木更津市中島	千葉県木更津市菅生
一般国道466号 (第三京浜道路)	東京都世田谷区上野毛	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都あきる野市牛沼	千葉県成田市吉岡

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、後行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	4 キロメートル	67, 530 百万円	315, 786 百万円
	桁	・橋梁(PC橋)の上部構造(桁)の架替え ・橋梁(PC橋)の上部構造の補修、補強(充填材の再注入、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	15 キロメートル	93, 630 百万円	
土工・舗装	舗装	・舗装(路盤)の更新(高耐久化) ・上記に付随する舗装(表層・基層)及び路面標示等の取替え	343 キロメートル	94, 840 百万円	
	切土	・土構造物(切土)の構造変更(ボックスカルバート化、押え盛土等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	1 箇所	10, 000 百万円	
	盛土	・土構造物(盛土)の更新(盛土材の置換等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	- キロメートル	- 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	496百万円
H 2 8	1, 450百万円
H 2 9	8, 416百万円
H 3 0	18, 217百万円
R 1	19, 205百万円
R 2	12, 923百万円
R 3	34, 356百万円
R 4	45, 965百万円
R 5	45, 507百万円
R 6	221, 566百万円
R 7	212, 740百万円
R 8	233, 979百万円
R 9	127, 895百万円
R 1 0	152, 302百万円
R 1 1	400, 605百万円
R 1 2	19, 387百万円
R 1 3	18, 777百万円
R 1 4	22, 383百万円
R 1 5	20, 855百万円
R 1 6	11, 291百万円
R 1 7	14, 605百万円
R 1 8	21, 537百万円
R 1 9	16, 499百万円
R 2 0	24, 283百万円

(注1) 平成27年度から令和5年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和 6 年 8 月 2 8 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 高 松 勝

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 由 木 文 彦